

令和3年度第2回 家裁委員会テーマについて



テーマ

「被害者等配慮制度について～少年事件における被害者等への配慮～」



テーマ選択の理由

1 少年法の成立と被害者等配慮制度の創設・拡大

- 大正11年 旧少年法の制定（大正12年施行）
（1922年）
- 昭和23年 現行少年法の成立（昭和24年施行）
（1948年）
- 平成12年 改正【※被害者等に対する配慮の充実】
（2000年）

- ①記録の閲覧・謄写制度の創設★
- ②申出による意見の聴取制度の創設★
- ③審判結果等の通知制度の創設★

H16 犯罪被害者等基本法
H17 犯罪被害者等基本計画

- 平成20年 改正【※被害者等の権利利益の一層の保護】
（2008年）

- ①記録の閲覧・謄写の範囲の拡大
- ②申出による意見の聴取の対象者の拡大
- ③一定の重大事件の被害者等による少年審判の傍聴を許すことができる制度の創設★
- ④審判期日における審判の状況を説明する制度の創設★

2 被害者等配慮制度の運用における視点

「少年の健全育成」と「犯罪被害者等の権利利益の保護」との両立

3 御意見を賜りたいと考えている事項

被害者等への配慮の充実に向けた更なる工夫や具体的な配慮の在り方

参考（根拠条文）

- | | | | |
|-------------|----------|----------|----------|
| ・記録の閲覧・謄写 | 少年法5条の2 | ・審判の傍聴 | 少年法22条の4 |
| ・申出による意見の聴取 | 少年法9条の2 | ・審判状況の説明 | 少年法22条の6 |
| ・審判結果等の通知 | 少年法31条の2 | | |